# 海外知財アップデート



# ベトナム改正知財法の制定

### ■はじめに

ベトナムの知的財産法は、ベトナムのWTO加盟に合わせ、知的財産に関する初めての網羅的なルールとして2005年に制定され、その後、改正が行われ、改正知的財産法第07/2022/QH15号(「改正知財法」)は2023年1月1日から施行されています。また、ベトナムは商標の国際出願に関するマドリード協定、特許協力条約(PCT)、意匠の国際出願に関するハーグ協定等の締結国にもなっており、知的財産権保護に関する国際的な法的枠組みを導入しています。本稿では、改正知財法の主要な内容及び最新動向を紹介します。

## ■工業所有権

改正知財法では、工業所有権には発明(特 許権/実用新案権)、工業用デザイン(意匠 権)、回路配置、商標、取引名称、地理的表 示及び営業秘密に対する知的財産権を含むと され、管轄当局である科学技術省(MOST) 傘下の知的財産局が出願や登録等を管掌して います。特許権、実用新案権、意匠権、回路 配置に係る権利、商標権及び地理的表示に係 る権利はMOSTへの登録に基づいて効力が 発生します。このうち、商標権及び地理的表 示に係る権利以外の工業所有権は、出願日か ら一定期間保護された後、国民全員が当該工 業所有権を享受することができるようになり ます。また、地理的表示に係る権利は無期限 で保護され、商標権の保護期間は一定期間に 限定されますが、回数の制限なく更新可能と されています。

改正知財法で改正された主要な点として、

▽グラフで表示される音声の商標が保護対象として追加されたこと、▽商品の一般的形状 又は技術的効果を得るためにのみ必要な商品 の形状が意匠権の保護対象外とされたこと、 ▽出願商標審査の一時停止手続、同音異義語 の地理的表示の保護に関する規制を追加した こと及び▽著作物の写しを含むマーク、植物 品種の名称と同一又は誤認させるおそれがあ る程度に類似するマークが商標の保護対象外 とされたことなどが取り上げられます。

### ■著作権及び隣接権

改正知財法上、文学、音楽、科学、美術などベルヌ条約に規定される著作物が、一定の実質的形態で創作された場合、当該著作物に著作権の保護が与えられます。また、実演、レコード、放送番組及び暗号化された番組を伝達する衛星信号に関する演奏者、レコードの作成者及び放送局の権利も隣接権として保護されます。なお、著作権と隣接権は登録せずとも効力が発生しますが、文化・スポーツ・観光省(MCST)傘下の著作権局にて登録することにより、裁判や仲裁による著作権/隣接権関連紛争の解決の場面で、登記しない相手方に立証責任を負わせることで、自己の権利保護を図ることができます。

なお、著作権は著作者人格権と財産権を含み、著作者人格権は(公開権を除き)無期限に保護されるのに対し、公開権及び財産権は著作物の種類に従い、一定期間のみ、保護されます。

改正知財法上では、著作物の通常の利用に 悪影響を与え、著作者や著作権者の権利を害 する行為をしてはならず、及び著作物の利用



筆者Sonが参加している知財代理業務トレーニングコースのメンバー @知的財産局の建物前にて

にあたり、著作者の氏名、著作物の出所や由来などの情報を正確に表示するというフェアユースは、改正知財法上定める一定の場合にのみ、許容されるとされています。

なお、改正知財法においては、技術的な理由のみで著作物及び隣接権対象の複製が行われる場合や著作権又は隣接権者が販売した、若しくは他人による販売を許可した製品について第三者が販売する場合などにおいて、著作権者又は隣接権者が当該複製や販売を禁止してはならないという点が新たに規定されました。

# ■植物品種に係る権利

国民総生産及び国民総所得に占める割合が 高く、今後も重要な産業と考えられている農 業に関連して、より良質な植物品種の開発を 図るため、植物品種に係る知的財産権の保護 が従前より図られています。新規性、識別 性、均一性及び安定性を満たし、適正な名称 を付けられた食物品種は、農業農村開発省傘 下の農作作物生産局に出願及び登録すること によって保護を受けることができ、その期間 は植物の種類に応じて20年又は25年の保護期 間が認められます。

# ■終わりに

改正知財法の公布・施行により、ベトナムにおける知的財産保護法制は、国際標準ルールの適用に近づこうとしていますが、実際には特に出願審査の遅れや知的財産権執行の実効性をはじめ、課題も残っており、改正知財法施行後の実務運用状況も注視が必要です。

# 筆者紹介

#### 小林 亮

日本国・ニューヨーク州弁護士・ベトナム外国弁護士。 2012年にTMI総合法律事務所に入所後、2014年からホーチミンオフィス駐在。日系企業を中心とする外国会社のベトナム投資関連案件、現地法人の会社運営に関する各種案件を中心に、知財関連業務も含め幅広く取り扱う。

# LE DUC SON (レ・ドゥック・ソン)

2017年11月よりTMI総合法律事務所ハノイオフィス勤務。2021年9月ベトナム弁護士登録。主にコーポレート、M&A案件及び知的財産権案件を取り扱う。